

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において示された住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、12月22日に補正予算の専決処分を行い、下記のとおり給付を実施します。

■住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

1	対象世帯	<p>(1) 非課税世帯 基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除く</p> <p>(2) 家計急変世帯 令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯</p>
2	給付額	<p>1世帯当たり10万円 ※(1)(2)の重複受給はできません。</p>
3	支給方法	<p>(1) 非課税世帯（プッシュ型） ① 2月7日（月）に対象世帯に案内文書を送付。 対象者はオンライン申請により手続きを行う。 ※オンライン申請が困難な方に対しては、別途、紙の確認書を郵送する。 ② 市は内容を確認のうえ、速やかに給付金を支給する</p> <p>(2) 家計急変世帯（申請方式） ① 申請時点で居住する市町村に対して、申請書を提出する。 （2月7日（月）受付開始） ② 市は支給要件に該当するかを審査の上、支給を決定し、給付金を支給する。</p>
4	申請期限	<p>(1) 非課税世帯 案内文書送付後3か月程度</p> <p>(2) 家計急変世帯 令和4年9月30日</p>
5	問合せ 対応	<p>■相談窓口（新館1階ロビー） 受付時間 9：00～17：00（土日祝日除く）</p> <p>■コールセンター 電 話 079-427-9021 受付時間 9：00～17：00（土日祝日除く）</p> <p>※相談窓口、コールセンターともに2月1日開設予定</p>